

○西南学院個人情報保護規程

2005（平成17）年3月15日

制定

（目的）

第1条 この規程は、学校法人西南学院(以下「学院」という。)の本部及び学院が設置する各学校(保育所を含む。以下「各学校等」という。)が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)その他関係法令の趣旨の下、これを適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するための基本となる事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「法施行令」という。)第1条各号に定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法施行令第2条各号に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当

該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

6 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

7 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この規程において「行政機関」とは、個人情報保護法第2条第8項に定めるものをいう。

9 この規程において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第2条第9項に定めるものをいう。

10 この規程において「地方独立行政法人」とは、個人情報保護法第2条第10項に定めるものをいう。

11 この規程において「行政機関等」とは、個人情報保護法第2条第11項に定めるものをいう。

12 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして法施行令第4条第1項各号に定めるものを除く。)をいう。

- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法施行令第4条第2項に定めるもの

13 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人等
 - (4) 地方独立行政法人
- 14 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 15 この規程において「保有個人データ」とは、学院が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法施行令第5条各号に定めるもの以外のものをいう。
- 16 この規程において「仮名加工情報データベース等」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法施行令第6条に定めるものをいう。
- 17 この規程において「匿名加工情報データベース等」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法施行令第7条に定めるものをいう。
- 18 この規程において「個人関連情報データベース等」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法施行令第8条に定めるものをいう。
- 19 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- 20 この規程において「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 21 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(基本理念)

第3条 学院は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図られなければならない。

(学院等の責務)

第4条 学院は、個人情報を取得、保管又は利用するに当たり、個人情報の重要性に鑑みて必要な措置を講じなければならない。

2 役員及び教職員並びに役員及び教職員であった者は、業務上知り得た個人情報の漏えい、

改ざん、その他不当な利用を行ってはならない。

- 3 学生、生徒、児童、園児及びその保証人並びに役員、教職員、同窓生、学院施設利用者その他学院に関係のある者(以下「学生、教職員等」という。)は、個人情報保護の重要性を認識し、その保護に関する学院の施策に協力しなければならない。
(学術研究機関等の責務)

第5条 学院は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、個人情報保護法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(西南学院個人情報保護委員会)

第6条 個人情報を適正に取得、保管又は利用することを促すために、西南学院個人情報保護委員会(以下「学院委員会」という。)を組織する。

- 2 学院委員会は、理事長を委員長とし、各学校等の長、大学副学長(総務担当)、事務局長、総務部長及び総務課長で構成する。
- 3 学院委員会の所管部署は、総務部総務課とする。
- 4 学院委員会は、次に掲げる者を個人情報保護責任者(以下「責任者」という。)として任命する。
 - (1) 宗教部長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学術研究所長、入試センター長、情報処理センター所長、国際センター所長、博物館長、言語教育センター長及びキャリアセンター長
 - (2) 大学院学務部長及び各研究科長
 - (3) 中学校教頭、高等学校教頭及び小学校教頭
 - (4) 幼稚園副園長及び保育所副園長
 - (5) 課長会議構成員及び事務責任者
- 5 責任者は、各々の所管する機関の個人情報保護の実務について責任を負う。

(利用目的の特定)

第7条 学院は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 学院は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第8条 学院は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 学院は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 学院が当該個人情報とを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報とを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第9条 学院は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第10条 学院は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 学院は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報とを取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的

の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(学院と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

(7) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)、著述を業として行う者、宗教団体、政治団体その他個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「法施行規則」という。)第6条各号に定める者により公開されている場合

(8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして法施行令第9条各号に定める場合(取得に際しての利用目的の通知等)

第11条 学院は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 学院は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 学院は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより学院の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(内容の正確性の確保等)

第12条 学院は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第13条 学院は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(教職員の監督)

第14条 学院は、教職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管

理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第 15 条 学院は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 委託する場合は、契約書を作成し、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 個人情報の機密保持に関する事項
 - (2) 個人情報の目的外利用並びに第三者への開示及び提供の禁止に関する事項
 - (3) 再委託する場合の条件に関する事項
 - (4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
 - (5) 提供資料の返還義務に関する事項
 - (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
 - (7) 前各号に掲げる事項に違反した場合又は遵守義務を怠った場合の措置及び損害賠償義務に関する事項
 - (8) 事故処理の責任分担に関する事項
 - (9) 監査実施に関する事項
- (漏えい等の報告等)

第 16 条 学院は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして法施行規則第 7 条各号に定める事態が生じたときは、法施行規則第 8 条各項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会（以下「個情委」という。）に報告しなければならない。ただし、学院が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、法施行規則第 9 条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、学院は、本人に対し、法施行規則第 10 条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第 17 条 学院は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であっ

て、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（学院と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 学院は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、法施行規則第 11 条第 1 項各号に定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人情報が要配慮個人情報又は第 10 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。この場合において、同条第 1 項中「個人データ」とあるのは、「個人情報」と読み替えるものとする。

- (1) 学院の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人情報の項目
- (4) 第三者に提供される個人情報の取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして法施行規則第 11 条第 4 項各号に定める事項。この場合において、同条第 4 項中「個人データ」とあるのは、「個人情報」と読み替えるものとする。

3 学院は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人情報の

提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、法施行規則第 11 条第 1 項各号に定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報に届け出なければならない。この場合において、同条第 1 項中「個人データ」とあるのは、「個人情報」と読み替えるものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 学院が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人情報が提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 学院は、前項第 3 号に規定する個人情報の管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 18 条 学院は、外国にある第三者に個人情報を提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 学院は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、法施行規則第 17 条各項に定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 学院は、個人情報を外国にある第三者に提供した場合には、法施行規則第 18 条各項に定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。この場合において、同条中「個人データ」とあるのは、「個人情報」と読み替えるものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 19 条 学院は、個人情報を第三者（第 2 条第 9 項各号に掲げる者を除く。）に提供したときは、法施行規則第 19 条各項に定めるところにより、当該個人情報を提供した年月日、

当該第三者の氏名又は名称その他の法施行規則第 20 条各項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人情報の提供が第 17 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人情報の提供にあつては、第 17 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。この場合において、第 19 条及び第 20 条中「個人データ」とあるのは、「個人情報」と読み替えるものとする。

- 2 学院は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法施行規則第 21 条各号に定める期間保存しなければならない。この場合において、同条中「個人データ」とあるのは、「個人情報」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 20 条 学院は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法施行規則第 22 条各項に定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 17 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、学院が同項の規定による確認を行う場合において、学院に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

- 3 学院は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、法施行規則第 23 条各項に定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の法施行規則第 24 条各項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 4 学院は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法施行規則第 25 条各号に定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第 21 条 学院は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 17 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ法施行規則第 26 条各項に定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が学院から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、法施行規則第 17 条各項に定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第 18 条第 3 項の規定は、前項の規定により学院が個人関連情報を提供する場合について準用する。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により学院が確認する場合について準用する。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第22条 学院は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 学院の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的(第11条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として法施行令第10条各号に定めるもの

2 学院は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第11条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 学院は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第23条 学生、教職員等は、学院に対し、当該本人が識別できる保有個人データの開示を請求することができる。なお、請求に当たり、本人であることを証明の上、次に掲げる事項を記載した書面を責任者に提出しなければならない。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 開示を請求する保有個人データの名称及び記録項目
- (3) 請求の理由

2 学院は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 学院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 学院は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、

書面の交付により、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 4 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第19条第1項及び第20条第3項の記録について準用する。

(訂正等)

第24条 学生、教職員等は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 学院は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 3 学院は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第25条 学生、教職員等は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データが第8条若しくは第9条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第10条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

- 2 学院は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 学生、教職員等は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データが第17条第1項又は第18条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- 4 学院は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 5 学生、教職員等は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データを学院が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第16条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人デ

一タの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- 6 学院は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 学院は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(苦情申立て)

第26条 学生、教職員等は、学院に対し、当該本人の個人情報に関し、前3条に規定する請求に基づいて講じた措置に対して不服がある場合、苦情申立てを行うことができる。なお、苦情申立てに当たり、本人であることを証明の上、次に掲げる事項を記載した書面を学院に提出しなければならない。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 苦情申立ての内容
- (3) 苦情申立ての理由

(苦情処理)

第27条 学院は、前条の苦情申立てがなされたときは、学院委員会において、遅滞なく審議し、対応を決定して、その結果を書面により本人に通知しなければならない。

- 2 学院委員会は、必要があると認めるときは、苦情申立てを行った本人、関係する責任者、各学校等の長及びその他の関係者に対して意見の聴取を行うことができる。

(仮名加工情報の作成等)

第28条 学院は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法施行規則第31条各号に定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 学院は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして法施行規則第32条各号に定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 学院は、第8条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第7条第1項の規

定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。）を取り扱ってはならない。

- 4 学院は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 12 条の規定は、適用しない。
- 5 学院は、第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。
- 6 学院は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 7 学院は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法施行規則第 33 条各号に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 8 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第 7 条第 2 項、第 16 条及び第 22 条から第 25 条までの規定は、適用しない。
（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第 29 条 学院は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第 17 条第 5 項及び第 6 項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。
- 3 第 13 条から第 15 条まで、並びに前条第 6 項及び第 7 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。
（匿名加工情報の作成等）

第 30 条 学院は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして法施行規則第 34 条各号に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 学院は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして法施行規則第 35 条各号に定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 学院は、匿名加工情報を作成したときは、法施行規則第 36 条各項に定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

- 4 学院は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、法施行規則第 37 条各項に定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 学院は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 学院は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第 31 条 学院は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。）を第三者に提供するときは、法施行規則第 38 条各項に定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(危機管理委員会との連携)

第 32 条 個人情報保護に関して問題が生じた場合は、学院委員会は必要に応じて各学校等の危機管理委員会と連携を取って、問題の解決を図るものとする。

(個人番号及び特定個人情報)

第 33 条 個人番号及び特定個人情報に関しては、西南学院特定個人情報に関する取扱規程（2015(平成 27)年 11 月 19 日)で定めるものとする。

(所管部署)

第 34 条 この規程に関する事務は、総務部総務課の所管とする。

(規程の改廃)

第 35 条 この規程の改廃は、学院委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2005（平成 17）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2009（平成 21）年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2011（平成 23）年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2012（平成 24）年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成 27）年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、2016（平成 28）年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、2017（平成 29）年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 8 月 3 日から施行する。